

文政初年読本取締一件補遺

横山邦治

それは『馬琴書簡集—翻刻編—』（天理図書館善本叢書・木村三四吾校）所収の次の書簡である。

一

拙編『読本の世界—江戸と上方—』所収「江戸読本の展開 文政年間」の拙論において、文政初年における出版取締りに関する当局の施策が、読本出版の在り様にいかに影響を与えているかという点について述べた。『大阪本屋仲間記録』（清文堂刊）を主たる資料として記述したのであるが、枚数の関係もあって全ての資料を提示するに至らなかった。ここでは、前出拙論と重複するけれども、補遺として当該資料を全て提示しておくこととする。大方の御批正を得たい。

二

文政初年の出版取締りについて、何らかの締め付けがあったらしいと気付いたのは、馬琴の書簡の記述からである。

一 文政五年閏一月一日篠斎宛
（裏端書）「閏正月朔日出」（篠斎筆）
一 巡島記五編板元手遠ニ付、初校ハ悴へ申付ケ、ウハ直
し斗拙者いたし、二度め校合者琴魚様ヲ勞し候ニ付、
彼御方々あらまし御聞被成候よし、承知仕候。それも、
板元甚急ギ候間、四冊にて出版のつもりニ御座候。四
冊にてハ事足り不申候。五冊にてもなほ仕込の場ニ御
座候。五冊果て、岩神イワノカミの段大場にて、専文ニ御座候。
此段、甚長し。この上の功果て、朝夷が鎌倉入ニなり
候。かゝれば、鎌倉の段ハ六編の三冊めあたりを末々
迄也。鎌倉へ追込候て者、御説のごとく、正史実録に
縛られ候故、却をかしからず。そこヲ又、切ぬけ候趣
向も御座候。何分ニも長キ物にて、実ハ倦果候故、は
やく切り上ゲ度存候へども、止場もなく、何編にて終

り可申哉、只今ハ難斗候。いつまでも板元ほり立候ハ
ゞ、嶋めぐりまで(通)あらハし可申候。乍去、昨年ハ三都
書林申合せのよしニて、まづ稿本ヲ三都の書林中へ不
残見せ候て、いよゝ故障無之と申候ヲ承り届、其上
ニて改方名主へ出し尚又改ヲ受、又その上ニて出板ヲ
ゆるし候故、ことの外時日おくれ候事ニ御座候。此度、
巡島記出板之及延引候も、これらの故に御座候。ケ様
にむつかしくのミなり行候間、板元もホツトいたし可
申候。左候へバ、すゑゝ迄ほり立可申哉否、難斗候。
いづれニも臨機応変ニて、只今ハ決しがたく候。俗に
いふ、天道まかせと存候のミ。

巡島記の進捗状況について報告している文面であるが、
その出板事情について何か困った事態が生じていることを
も報じているのである。文政五年の「閏正月朔日出」の手
紙に、「昨年々」と記しているのは、文政四年のこととい
うより文政三年のことを指すようでもあるが、そうした年
から「三都書林申し合せ」で、まず「稿本ヲ三都の書林中
へ不残見せ候て」ということとなり、そこで「故障無之」
となれば「承り届」て、又それを「改方名主」へ提出、
「尚又改ヲ受」てやつと「出板」という段取となるという
のである。それで「ことの外時日おくれ候」となつて、馬
琴は大げさに「天道まかせと存候のミ」と嘆いてみせるの
である。

三都書林の申し合せとは言つても、書肆仲間で自分自身
の仕事に手架足架をはめるような申し合せをするはずもな
いので、これは当然当局の意向によつて書肆仲間が自制処
置をしたのだと思われる。とすれば、当局側の意向が、当
時の本屋仲間の資料の中とか、出板動向のうちにとかに反
映しているはずであつた。

馬琴の読本出板の在り様についても、この数年出板絶無
という状態があつた。この点について、後年馬琴は『近世
物之本江戸作者部類』(卷之二上)において、次のように述
べる。

○ 丙子年又八犬伝第二輯巡嶋記第二編各五卷を綴るこ
の二書世評いよゝ高かり文政元年或巡嶋記第三編五卷
八犬伝第三輯五卷を綴る又知音の評書犬夷評判記本二
卷を校閲して共に刊行せらる庚辰年又巡嶋記第四編五
卷八犬伝第四輯五卷を綴る辛巳年巡嶋記第五編五卷壬
午の年八犬伝第五輯六卷を綴るこの後三四年合巻冊子
の諸板元その需繁多なる故にしはらく読本を作らず丙戌
年巡嶋記第六編五卷八犬伝第六輯六冊を綴る朝夷巡嶋
記は大阪の書賈河内屋太助板也是より先太助其子に本
店を譲り与へてその身は二男と共に別宅して太一郎と
改名しけり後の太助か所為すへて曲亭の意に慚ハすこ
の故に杜絶して七編以下ハその需に應せず数年を歴て

江戸京橋なる新書林中村屋幸蔵といふもの巡嶋記第七編以下を続刻せまく欲りして浪華に赴きてこの義を後の河内屋太助と謀るにその利を多く分たんといふにより河太遂に許諾すといふ幸蔵江戸にかへり来てよしを曲亭に告て第七編の稿本を乞ふ事頻り也こハ天保二三年の事なり

巡島記出板について述べた部分を提示したが、文政五年以後のことについて「この後三四年合巻冊子の諸板元その需繁多なる故にしはらく読本を作らす」と原因を他に求めて軽く触れるに止まる、篠斎宛書簡に見られた嘆きは少しもうかがえないのである。事實はどうであらうか、この前後馬琴の合巻著述が急増した徴候は全く見られないのであるから、二十数年経つての回顧であつてみれば、強記の馬琴とても記憶が不鮮明になつていたといふのであらうか。『近世物之本江戸作者部類』は馬琴最晩年に近い著述ではあつたが、一般に老齡の人は昔のことを鮮明に記憶しているものであり、ましてや強記を特意とする馬琴のこと、自分の心血を注いだ読本の出板事情について記憶不鮮明といふことはないはずである。篠斎宛書簡の内容が嘘とも思えないので、当局に対する憚りで筆を慎んだのであらうか。『近世物之本江戸作者部類』は元来公刊の予定の全くない著述であつたから、左程当局の意向を気にしなくてもよいように思われるのであるが、書簡に比すれば公的色彩の強い著述であるだけに、そうした心遣いも必要であつたのか

も知れない。

ともあれ、馬琴自身の読本執筆が中断しているのは事實であり、その上文政初年の読本出板部数の激減は年表類に徴してもまぎれもない事實であるから、馬琴の篠斎宛書簡からうかがえる当局の動向について、再検討してみる必要があると考へたことである。

二

当時の本屋仲間の記録で最も完全な形で残っているのは、大阪のそれであり、近時その翻刻が公刊されている。それを探索していると、次の条が目に入った。

差定帳四番

〔三十一〕

- 一 此度三郷町中御触流一件之控
- 一 自今新板書物之義、儒書仏書神書歌書、都而書物類其筋一通り之事ハ格別、猥成義異説等を取交作出儀、堅可為無用事
- 一 唯今迄有来候板行物之内、好色本之類は風俗之為にもよろしからざる儀ニ候間、段々相改絶板可仕候事
- 一 人々家筋先祖之事杯を、彼是相違之儀共新作之書物ニ書頭し、世上ニ流布いたし候儀有之候、右之段自今御停止ニ候、若右之類有之、其子孫ハ訴出候ニおゐてハ、

一 急度御吟味可有之筈ニ候事

一 何書物ニよらず、此已後新板物之作者并板元之実名ハ、

奥書ニ為致可申事

一 権現様之御儀は勿論、惣而御当家之^(二〇六)御事、板行書本

自今無用ニ可仕候、無坳子細も有之ハ、奉行所江訴出

差図請可申事

右之趣を以、自今新作之書物出候と茂、遂吟味可致商

売候、若右定ニ背候もの有之は、奉行所江可訴出候、

経数年相知候とも、其板元問屋共急度可申付候、仲間

致吟味違犯無之様可相心得旨從江戸被仰下、享保八卯

年三月三郷町中触渡、猶又同年十二月ニも、向後新作

之書物致板行候ハ、本屋行司江下書差出候様相触置

候所、年久敷相成忘脚^(二〇七)之趣ニ相聞、既近頃吟味之上御

仕置申付候ものも有之候条、以来右触渡之通、無忘脚

急度相守、新作之書物猥ニ板行いたし候義、又は有来

候板行物ニ而も、其筋へ無断再板彫刻売買等致ましく

候、此後右申渡之趣相背候もの有之候ハ、其板元問

屋共吟味之上、急度可申付候^(二〇七)

右之趣、三郷町中端々迄可触知もの也

卯十一月

右之通被仰出候間、仲間一統堅相守可被申候

年 行 司

右被為仰渡候条承知仕候、不正之書取扱不仕候段、兼

而例年印形仕候得共、自今以後無忘脚急度相守可申候、
為其銘々印形如件

文政二卯年十二月年

博組 行司 ^(兼行司中)

吉文字屋市右衛門

海部屋勘兵衛

大津屋次郎右衛門

秋田屋太右衛門

丹波屋栄蔵

加賀屋弥助^(二〇八)

これは、『御触書寛保集成』三十五に著録されて、享保七寅年十一月に触れられた出版条令、『大阪本屋仲間記録』では「享保八卯年三月廿四日」の日付で通達されている条令、享保改革の施策の一環として実施された本屋問屋仲間結成、それに伴う出版に関する禁令として触れ出され、ほぼ幕末に至るまで幕府の出版にかかわる金科玉条となった御触書の再触なのである。享保七年から数えたと百年近く経っているのであるから、「年久敷相成忘脚之趣ニ相聞」というのも無理からぬことであつた。しかも、「既近頃吟味之上御仕置申付候ものも有之候条」というのであるから、綱紀肅正のためにも再触という手段に訴えざるを御なかつたのであろう。吟味して御仕置をしたというのが何を指すのか未調であるが、享保の御触書から見て許すことので

きない事件でもあったのであろう。

この記録の傍証を求めてあれこれ探索していると、『大阪市史』(第四上)所収の御触及口達に、文政二年十一月二十八日付で、「新作之書物猥ニ致板行候儀、又は有来り候板行物にても、其筋へ無断、再板・彫刻・売買等致間敷候事」との標題のもとに、『大阪本屋仲間記録』に見出したと全く同文の御触があることを発見、当局の意向を再確認することができた。

ところで、『大阪本屋仲間記録』「差定帳四番」の記録に関連して、「出勤帳三十三番」には、次のような記録がある。

出勤帳三十三番(文政二年)

十一月廿八日、急より会

一 今日於惣会所、享保八年本屋^(三七)仲間江被仰渡候一条、町中江再触被仰付、右ニ付取締之義及相談候事、然ル所、同夜天満組惣会所^々、年行司不残廿九日五ツ時、西寄会所江可罷出差紙致到来候事

メ

十一月廿九日五ツ時、当役不残西寄会所江罷出候所、右

町触之趣被申渡、尚又仲間取締末^々迄可被申付旨、請

印形御取被成候事、川崎氏・薩磨屋^(三八)

メ

十一月卅日、別より会

右御触流一件ニ付惣より会

敦九 はり九 かし久 松平 塩平 柏清 藤弥

河太 かゝ善 河嘉介 河木 藤善 藤徳

右之通御席有之候

御触流ニ付、於会所惣印取可申相究メ候事

一会所守、河内屋佐助ト申者へ可申付相究候事

一ヶ月一貫五百文 小買物七百五十文

加入祝義^(三九)(喜助へ)

寄合之筋、喜六飯代百文づゝ佐助へ遣す

一惣印十二月五日ニ相定、触出候事

メ

(中略)

十二月五日

一御町触一件ニ付仲間惣印取候事^(四〇)

(中略)

十二月十日

一御町触一件、惣印ノ落印取候事

一株目録相調候事

メ 出勤不残

取締り再強化の触書について、仲間の間に徹底させるため「惣印」をとる会合が、何度か行なわれていること示している。更に「裁配帳三番」を見ると、

裁配帳三番

一 札

一 此度、從御公儀様被為仰渡候御触書之趣奉畏候、不正之書類売買不相成候儀、兼而調印仕罷有候所、猶又以來心得違無之相守可申段、年行司衆を被仰聞急度承知仕候、市度毎ニ不正之板本写本等出候共、其品相心得決而売買等仕間敷候、万一右御触之趣不相用売買仕候ハ、如何様ニ被仰付候共其節一言申分無御座候、為後日印形俵而如件

文政二卯歲十二月

伊丹屋善兵衛印

河内屋徳兵衛印

年行司御衆中^(二三)

という記録が見出せる。「惣印」とった上で、「年行司御衆中」に対して一札を入れて、再触の条々について遵守することを誓約しているのである。旧法の遵守を指示しているものであって、具体的にいかなる取締り方針が示されたのか今少し不明確であるが、ともあれ当局の本屋仲間に対する姿勢は、決して融和的なものでなかったことだけは明らかである。文政三年に入っても、再触についての記録が見られる。

三月廿日、定日より合(文政三年)

(中略)

一 播五呼ニ遣し、買物独案内書損多、御かまい之名改字等多、夫々相改候様申聞、則願本相わたし候事^{惣年寄中より付}札いたし有之候ニ付まくり不申様申聞有之候

一 例年申合惣印形登り印帳粗出来、仍之昨卯年十一月再御触渡之御文言加入致度候義、及評義相認見候事

ノ 敦九・かじ久・松平・塩平・はり九・塩季

六月十日

(中略)

塩平、此三人懸り在之候ニ付相除ク

続而正七ツ時惣寄合改候事

柏清 河太 柏与 海勘^(八八) 大次郎 かゝ弥

ノ六人、右一件評定致候事

昨卯年三郷御再触有之候ニ付、惣印形帳面小口書認候義、評定之上相極申候事

四

『大阪本屋仲間記録』「出勤帳」を見ていくと、文政三年十月五日より文政六年十一月廿六日にかけて、「三都書肆取締」のことが頻出し、内容は今少し不明確であるが、当局との間に何かいざこざがあったようである。その記録を一応提示しておく、文政三年のは次のようである。

出勤帳三十三番 (文政三年)

十月五日、定日寄合

- 一 秋太・鳥飼兩人從江戸帰坂、彼地において三都取締改正相整、則書物等^(二五)持参ニ付、今日組合嘶合及相談候事

(中略)

十月廿日、定日より合

- 一 大和屋四郎兵衛、三教童諭上ノ卷五所、潰彫入候口上書差出ス

(中略)

- 一 江戸一件ニ付、京都行司へ三都取締一件之書状相認上ス

- 一 両替大源へ手形さし入置候事

出勤、つる九・はり九・かし休・塩平

霜月二日寄合

- 一 今朝、京都行事内せに屋庄兵衛殿・著屋勘兵衛殿兩人、於江戸取締之一件相談ニ付下坂被致候、仍而当役正午の寄合、京行司兩人会所へ相招キ、取締之儀共嘶合申候、尤及長席酒飯差出し候事^(二〇)

出勤、敦九・かじ休・はり九・塩平・塩季

且又、京都大阪へ為取替之書物持下り被申、受取置候、今晚明三日惣より合之廻文出し申候事

霜月三日、惣寄合

- 一 於江戸三都取締一件之義ニ付、役中未明の寄合正午時

の惣分相招キ談合候所、不参之仁多ク在之、此度之一条ハ仲間規定之儀故、不参在之候而ハ一決難致趣惣分被申候、乍併当役了簡通り書付認メ差出し、いろく評義致候へ共分決定不致候ニ付、不参之衆中へ組より委細及通達、其上再応も致相談可然之趣ニ相成、如例之夕飯差出し、惣分四ツ半時退席被致候事、役中之内、松平・塩キ差支有之闕席^(二三)

外組出席之衆七人左之通

河太 加善 藤善 吉市 秋太 海勘 大治郎

朝五ツ時が出勤、夜八ツ時退席

出席、つる九・か休・はり九・塩平

夜八ツ時退席

同四日より合

- 一 今朝、組合之内かじま屋休兵衛、京行事之旅宿へ昨日之挨拶ニ被参候而、規定書キ物大坂分跡の相認相ワたし可申旨申候処、是悲此度受取不帰候而ハ態致下坂候所詮も無之、尤文言においてハ此通り三都共相認、為取替申相對いたし有之候間、何分早く相認ワたしくれ候様くれ被申候、仍之筆耕呼寄、九ツ時分が相かより申候内、八ツ時分前京行司兩人被参候故、心才橋南詰堺安宅へ組合内つるが屋九兵衛同道いたし、於彼座敷京攝両地之所へ、改正規定書物之外ニ付録ヲ書綴り申義、数か条嘶合いたし候、帰京ノ上御尤之筋故書綴り見可申候、大坂表も此旨書取見くれ候様被申、

追而京撰立会相談之上、能キ所斗取用可申旨ニ相成候
今日改正規定帳而面為取替申候而相濟、堺安席にて京
行事中ヲ振舞、跡々当役加嶋休・塩平被參候而、初夜
時ニ各々退席」

十一月五日、定日より合

(中略)

一 三都取締一件ニ付、先月廿八日出之京行事ノ書状、廿

九日ニ着、則返翰相認メ為差登候事

メ 出勤、つる九・はり九・かし久・塩季

早朝々出勤、夜四ツ時退席

「三都取締一件」という用語で統一しているが、内容的
には「仲間規定之儀」といい「改正規定」と言うのである。
所詮、再触に關連した三都書肆仲間相互の取締り強化の方
策を相談させられているものと思われる。三都書肆間で話
し合が続けられているのも、当局の意向をうかがいながら
面従腹背の交渉を続けているのではあるまいか。

文政四年の記録は次のようである。

出勤帳三十三番(文政四年)

正月十一日定日

一 京都役中之内、前川市兵衛殿外用ニ而此節下坂、取締
一件ニ付、大坂行司之内急々致上京くれ候哉、昨九日
敦九迄^(一三六)尋合ニ被參候所、間違逢不申故今日会所へ相
招組合致面談候、然ル処前市殿一件引受下り示談ニ被

及候旨にて無之、只上京之否斗之尋合之趣ニ相聞候ニ
付、大坂年行司ノ得上京不致返書出し置候趣申入、并
ニ先達而京役中著勘・ぜに庄兩所下坂之時、京坂之間
之取きまり得与申入置候所于今無其儀、甚大坂之取締
夫故及延引有之候間、先達而申入置候義御帰京之上具
ニ御晰合被下、京撰振り合同様之取斗ニいたし度、又
々荒方存寄申入候捷書之所も、京都与談合永世仲間ニ
相残り申候書きもの故、篤与申談候上板行可致旨、其
上にて仲間惣判取候事ニ候へは、早く御相談可被下旨
ヲ申入候事、及長談候ニ付、此時於会所前市酒ヲ出し
饗候事

(中略)

已正月十二日

(中略)

一 改正規定一件、仲間惣判延引申候訳惣分へ晰合置候、
且又此頃京行司前川市兵衛殿下坂被致、兩年之儀ニ候
故旧年十一月はしメ、京々下り被申候行司兩人之衆へ、
京坂之間振り合同様之示談いたし置候^(一四二)へ共、其後沙
汰無之大坂表此御返事無之ニ付、何事も得取かゝり不
申間、御帰京候へ、御組合へ委く御晰合被成、御示談
之趣早く御答有之様申遣し候訳、惣分へ御沙汰いたし
置候事

出勤帳三十四番(文政四年)

一 四月廿三日、京都行事之内野田次兵衛殿・菊屋喜兵衛

殿御下坂ニ而、三都取締一件致示談度趣ニ付、早朝於会所集会上相互ニ咄合有之、七ツ時ニ退席致候事

一 右一件ニ付、廿四日早朝役中より合相談之上、先般

敦賀屋九兵衛殿并ニ江戸下向致被呉候内秋田屋太右衛門殿、右御兩人、於京都御行事被申候一件咄合^(三四)之上、

京行事江戸表掛合之義、得^(三五)不被成義も有之様子ニ相聞へ候故、右御兩人、役中御頼申候而、京行事衆中

宿へ御出被下、江戸表之様子其外万事御咄合有之、荒増御合点も参り候趣、当役中へ御兩人御返事有之ニ付、廿六日早朝、当役不残、松村氏・田中氏御兩人、

京都御行事野次殿・菊喜殿・河四郎殿・小川源殿以上四人立合之上、三都取締其外京・大坂両地之申合義共一統相談致、下書相互ニ認メ候事

一 五月七日、京都行事中、取締一件ニ付書状到来、よ

り合相談之上、京都へ返状相認遣候事、右ニ付十一日ニ惣寄合致ス、廻章相認メ、佐助へ相渡し置候事

出勤、柏清・藤弥・河太・^{先役之内}敦九

(中略)

一 五月十一、定日より合

(中略)

一 京都の行事状到来、被見之上相談致候事、但し三都取締一件之事也

(中略)

一 加賀屋弥介、新渡唐本改目印判^(三八)押遣候節、別より合入用金百疋相定メ有之候処、五七年之間用捨ニ預り

度段申参り、役中評義之上、作法ニ相背ニ当り候ニ付難出来趣申聞せ候得共、押而願被申候ニ付、左候得は

惣評談ニ致呉候様申被出候故、不相濟候事ニ被存候得共、幸江戸取締一件惣評有之候ニ付、相談致遣し可申

候段申聞置、願書差為出候上惣評可致候事、然ル処柏清利解被申聞候所、願書引歸り申候

一 江戸京大坂取締一件ニ付惣寄会致候、則人数左之通

敦九 柏与 播九 か久 河吉 塩季

大治郎 メ七人

惣評之上、仲間中へ相渡し候書付文言取極り、夜四ツ半時退席被致候事

一 京御行事中へ、此趣之返書相認メ差登し候事、但し新渡唐本四月中為登有之、其段申遣し候事^(三九)

相交らず三都の本屋仲間で連絡を取りながら当局と交渉を続けている有様が読み取れるような記録なのであるが、

「八月五、定日より合」で「一三都仲間申合、簡条書相調相濟候ニ付下書相認メ、紀州表峯岸へ差下し候事但し藤河の差下ス」とあり、更に「九月十一日より合」で「一当月廿日、仲間申合之義有之、惣触書付相認メ、佐助へ相渡し置候事」とあって「九月廿日より合」で「一三都申合ニ付

惣印形取候事」とある。この後惣印についての「落印」の件で二三記録があるが、これが三都取締一件かどうか不明確であるけれども、こうした記録が見られなくなる。何となく一件落着きという雰囲気なのであるが、文政五年になると、「よみ本取締一件」という形で新しい問題が生じているようである。

五

文政五年の読本取締一件についての記録を次に掲げてみる。

出勤帳三十四番（文政五年）

三月五日、定日より合

（中略）

- 一 江戸へ申来り候、よみ本取締一件^(九〇)、京都へ相談ニ遣し候処、彼地之存寄書状ニ而申参り、追而返事可致候趣、尚又廻り本受取候返事遣し候事

（中略）

三月十五日、八ツ時惣より会之事

- 一 江戸行事中、続本一件ニ付書状到来、彼地ニ而外本屋を三都廻しニ相成候而は、さし急ぎ候ものニ而は間ニ合不申段、書物問屋行司中ト相談ニ及ひ候始末、以書状申来候、京都行司中へかけ合之上、返事状参り候趣相談及ひ候事^(九五)

- 一 江戸別添状相談之趣、則以前之通土地限りニ而改いたし候へはとかく都合能、至全与是迄之通、仲間へ頼み参り候様相成候哉ニ被存候趣申参り候ニ付、其模様ニ相談一決いたし、京都行司中へかけ合之上、江戸行司中へ返答可致候事

- 一 新渡唐本取締方京都伏見為登之義、今一応再触致し度事相談及ひ候処、此一統尤之事ニ御申、不遠触出し可申候事

- 一 京都・江戸表々、三都廻し之品相濟候上、添章無之候而は紛敷候故、以来文言相極々、当地斗ハ京・江戸ニ不抱添章出し可申事^(九六)

（中略）

三月十四日

（中略）

- 一 江戸表読本一件之義、当地存寄一決之趣、京都江相談ニ書状差出し候事

（中略）

四月朔日寄会

- 一 江戸行事中書状到来、よみ本一件之事、并ニ河内屋喜兵衛、よし仲記さし構ニ付、鼎臣ろく板元へ見せ候上、口上書被差出候事、右評談之上、即時ニ返答書相認メ候事

（中略）

四月廿日寄会

一 撰生談、願書相認メ候事⁽¹⁰¹⁾、蔵板主河内屋喜兵衛

一 江戸読本取締一件ニ付、京行事へ返書相認メ遣し候事

(中略)

四月廿七日寄会

一 京都市行事中、読本一件ニ付江戸返事状下書到来、并

ニ江戸表之届状参り、読本一件之返書、当地ト一体

之趣ニ相聞ヘ候ニ以、則承知之趣受書貴報遣し候事、

并ニ、京都之江戸行書状之写相扣ヘ置候事⁽¹⁰¹⁾

一 江戸行事中へ、よミ本一件ニ付、京撰一体之趣意ニ而

返書遣し候事、并ニ、彼地限り之品三品割印出し候趣

申参り、返答書相認メ、尚又再板もの二品届ケニ参り

候、割印書面遣し候事

(中略)

九月廿日、定日より合

(中略)

一 江戸表へ、先達而よみ本一件之返事今ニ無之ニ付、又

々早々返事被致候様、書状相認メ差出し候事

右書状天源之出候、八日限

一 落印之仁呼寄、夫々印形取候事

一 京都市行事中、今ニ返事無之ニ付、早々返事被致候様

書状相認メ差登候、天源之出し候事

(中略)

十月五日、定日寄会

(中略)

二記

同日夕方、京地之行司老入并ニ先行司之一人・老分二

人、メ四人下坂ニ而相談之義有之趣申参り、則魚仁席

ニ而一応用向承り置度ニ付相招候処、老分兩人則菊屋

喜兵衛殿・野田次兵衛殿被参、三都新规定之事ニ付示

談申度由ニ而、先方之趣意承り及ひ候事

習六日、同席ニ而より会

京都 菊屋喜兵衛殿⁽¹⁰²⁾ 橘屋次兵衛殿

河南喜兵衛殿⁽¹⁰³⁾ 小川源兵衛殿

右四人之衆御下りニ而、京板もの添章、彼地之届無之

分ハ差出人不申ニ付、大ニさし支候趣ニ而何分届落し

有之候共、跡之統一統ニ相断可申候間、京撰之処ハ以来

万一届落シ候共、彼地添章付置候ハ、無滞差出呉候様

御頼ニ付、京撰両地之所ハ至全届無之候共、相互ニ無

滞さし出遣し可申筈ニ示談いたし置候事、尤、先年、三都

取締、新规定、三都廻し之義ハ、ケ条通大板表ニ而は急度

相用ひ居候ニ付、於京地ニも三都立会相定候事故、決

而相崩候事無之候様可被成段呉々申入、早々ニ急度御

取メ新规定可相守趣、京撰一体之返事可被致候様引合

置候事、但シ松村氏・浅野氏・田中氏、右三人御招き

申、御評談及ひ候事

朝五ツ時之暮六ツ半時退席

出勤、河太・天源・ふし徳・ふし善⁽¹⁰⁴⁾

(中略)

十一月十二日、惣より会

(中略)

一 半し絵入よミ本ニ限り、三都共古規定相用ひ可申候様相成候段、仲間ふれ相談いたし、触書ニ印形取候様相談及び候事

一 江戸行司中より到来状三都取締一件、返事相談及び候処、何れ京都行司中へかけ合之上、京撰一体ニ而返書可致、勿論当地之了簡へ、新規定三都廻しハ急度相立置可申候ニ一決いたし候事

(中略)

十一月廿日、定日寄合

(中略)

一 京都役中江江戸表之返事催促状遣し候事

一 半紙本画入読本三都廻し、此度三都相談之上、相止メ候趣、仲間一統江触書出し候事、則半し帳江印形取趣長

兵衛江申付候事

一 寒気見舞之包銀致し候事

一 十一月十二日、惣寄合之節、京・江戸ニ而重板出来之節、彼地行司より差被登候始末一件、差定帳江扣申候事(二五〇)

一 画入読本三都廻し相止候一件、差定帳江扣候事

「差定帳江扣候事」と最後に見えるけれども、「差定帳」には該当記事が見られなくて、「裁配帳」三番に次のよう

な記録がある。

裁配帳三番

絵入読本ニ限土地改ニ而願遣候一件

一 昨已年以來新規定後都而三都廻し仕来候処、於江戸表外書林絵入読本は差急候書故、三都相廻候は差支之趣御公訴及候処、江戸書林年番より引合之上、絵入読本半紙本ニ限、年(二五六)番方江三都差構之有無相尋候上ニ而、外書林より直願ニ茂相成候様子故、左様相成候而ハ為後年不宜候ニ付、三都相談之上、右読本画入半紙本ニ限、土地限ニ而相改、三都廻し相改、已年以前古規定通ニ而願遣シ可申ニ一決致候事、但シ古仲間触出シ印形取置候事

文政五壬午年十一月

これらの記録を併せ見るに、文政二年の再触の余波とおぼしい取締りの一つとして、「絵入読本半紙本」(これは現今言われる読本を指していることは、「出勤帳」の用法に徴しても明らかである。)の出版に際しては、三都の書肆仲間て廻し読みして許可を得るという方法を指示してきたらしいのであるが、流行を追うことに急な江戸書肆にとって読本として例外ではなく、三都廻しなどという規定で読本出版が遅滞するのは商売上の大打撃と、恐らく当局側と種々折衝を続けた結果、「古規定相用ひ可申候様相成候」という結着を見

たということのようなのである。

元来、素性正しい物之本は三都廻しというのが原則であり、それによって本の内容が触書通りに遵守されているかどうかをチェックすると共に、類板・重板などという違反行為をも予防できたわけであり、戯作とは言っても読本は三都廻しが当然とされていたのである。それが、『近世出版法の研究』（中村喜代三著昭和四十七年刊）によれば、「文化四年九月には、絵入読本草双紙類の出版手続を簡略にした（徳川禁令考四六）」。文化四年九月にはついに肝煎名主四人に、絵入読本草双紙類の改掛を任命し、彼等が認めて禁忌なしとしたものは、上申に及ばないで出版売買する事を許容した（徳川禁令考四六）」とあって、文化四年九月から三都廻しなどという面倒な手続きは無くなっているのである。ここでは、物之本と双紙である読本との扱いに違ひができていたのであり、それは読本出版の盛行をももたらしているのであった。

ところが、享保の禁令の再触という手段で出版界を規制しようとした当局は、読本出版の慣例も旧に復そうとしたのであったろう。ただ、善悪は別として、寛政や天保の改革のように信念をもって事態を取り仕切った為政者の施策とは違って、確乎たる信念・方針のもとに実施した施策はなかったようである。書肆仲間の反対運動と妥協をはかり、龍頭蛇尾という結果を将来しているようである。ここに、「古規定相用ひ可申候」というのは、享保の旧に復すとい

うのではなく、文化四年九月の旧に復すことであつたのだと思われる。書肆側にとっては、読本出版の便宜を手離す必要はなかったのである。

六

読本取締一件はかくして終熄するが、「三都取締一件」は文政五年にも一二記録されている。読本取締一件と並行している。文政五年の記録は、次のようである。

出勤帳三十四番

五月十一日、定日寄合

(中略)

一 三都取締一件ニ付、江戸表へ罷下り候、諸入用割仲間内々集り候金子廿両、敦賀屋九兵衛殿へ持参被致、当役中へ預り置、かり請取遣し置候事

一 右一件入用金、十七日迄ニ河太宅迄持参可被致候差紙相認め、左之通遣し置候事

象治郎・檜友・紀文・塩佐、メ四軒へ

五月廿日、定日より合

(中略)

一 三都取締一件江戸行諸入用ニ付、板木所持之仁へ出金、五両象治郎、五両塩屋佐吉、金七両河内屋太介、十式両敦賀屋九兵衛、金十式両柏原屋清右衛門、金十式両柏原屋与左衛門、十式両河内屋木兵衛、メ七軒持参ニ

付受取、借用之内へ、敦九へ河木へ、右両家へ利足相
添差戻し候事、算用書は出銀帳之奥へ扣有之候

ノ 出勤朝五ツ時夜五ツ時退席

藤善・藤徳・天源・河太・新三郎^(二)

「三都取締一件」の後始末として、本屋仲間て資金を集めた様子がうかがえる。「江戸行諸入用」などという言葉からは、陳情のため大挙上京し、代議士の口添えで中央官庁に日参したり待合で接待したりで公費を濫費している現今の永田町界限の風景を彷彿するのである。このように表面に記された数十両の金子だけで事は済んだのであろうか、文政の政治情況からは裏工作の存在をもつい想像したくないのである。

八月十日 (文政五年)

一 江戸行司状、七月廿八日出当月八日着、右一件ニ付寄合

一 右一件ニ付、明後十三日惣寄会、則廻章会所守江相渡し置候事

(中略)

八月十三日、惣寄合

一 江戸の書状到来、三都仲間取締一件ニ付申参り候一義、当役評義之上一統江示談致、京都へ尋書状差出し可申候様評義ニ付、出口走りヲ以書状相認め、并ニ江戸行事状写し差登申候事

一 仲間之内、親類別家へ板木株仕分ニ遣し候節、売買之

品ニ無之ニ付、帳切料一統相談之上取極り、則差定帳へ委細扣置有之候事

寄合人数

吉市 海勘 秋太 かゞ弥 柏清 藤弥

加賀善 播九 松平 塩平 ノ十人出勤

(中略)

八月廿日、定日寄会

(中略)

一 江戸表々、三都仲間取締一件之義申来り、惣評致候節

松村氏相招キ申談候事

一 京都行司の書状参り、返書遣候事

一 江戸状返書認、口々届物も申遣候事

「三都仲間取締一件」という言葉が新しく出てくる、「仲間」が入っているだけ、内容は違っていると思われるが、その内容はよく判らない。「右一件」に該当する件が見当たらないのである。本屋仲間同士での取り決めについての問題であろうと思われるが。

文政六年になると、又次のような記録が見られる。

出勤帳三十五番

四月五日、定日寄合

(中略)

一 書林組江戸積仲間が口上書差出し候ニ付、評義之上仲

間触書相認メ差出し候事

(中略)

十一月五日定日

(中略)

一 江戸積書林組当番代吉文しやうのゝ、口上書差出し申候、積下し之義定法猥りニ不相成候様致度旨ニ候故、則此段江戸仲間へも具ニ申通し呉候趣ニ付、彼表三組行事へ申遣し、江戸仲間取締之儀書状相認出ス、尤書林組名前一々書付遣し置候也

同廿六日、七ツ時を惣より合ニ付別寄

(中略)

一 新規定取締之儀、其後京を何等之義も沙汰無之候故、京撰受方之儀相尋申候所、昨年京行事下坂にて其節之年行事引合置候へ、江戸取締之為ニ致候新規定之儀ニ候へは、京撰之間はいか様とも仕法いたし、江戸表之所は新規之取締相用申儀、京撰を急度申遣し度旨申入候処、帰京之上一同相談いたし返答可致致よしニ相聞へ候、是は当役心得之為ニ篤組を承置候也

この「新規定取締」についても、内容は不明である。「江戸仲間」とか「江戸取締」とかの語があるので、江戸本屋仲間の新しい取締り規定の上方への準用問題ということであろうか。「江戸」に対して「京撰之間はいか様とも仕法いたし」などあり、仲間内で適当にやりましたよと言

っているようにも取れ、三都本屋仲間では神経をとがらしていた「三都取締」「よみ本取締」、三都仲間取締りの各件に比すると、何となく余裕のある書き表し方のように思われる。この件について、「裁配帳」には次のようにある。

裁配帳三番

江戸積書林組当番を口上書ヲ以、仲間一統へ取締之触出シ致呉候様申出ニ付、相調候上左之通仲間中へ相触候事

口達

一 江戸積問屋廿四組之義は、先年敵敷取締出来候砌、仲間内廿式軒を廿四組江戸積問屋仲間行事へ掛合、書林組与唱へ一組相立、則其節江戸積問屋行事を御公儀江願上株札ヲ請、組内を年番式人宛相勤、申合敵重ニ取究有之候所、近来右組へも無加入江戸取引被致、尤積下シ等も猥りニ相成、書林組申合も相崩、其上唐本和板物ニ至迄不正之品不取締ニも可相成哉ニ候故、向後書林組申合、永久取究相崩不申様致度段、仲間江戸積組を申出候間、向後江戸取引致候仁加入之名前、御公儀様江奉申上、加入人数都合取極候上^(二六)以後増減不相成候、依之組へも不相加江戸取引致候へ、自然猥りニ可相成基ニ候間、組年番江申出、引合之上ニ而相加里可被申候、尤組へも入らず江戸取引堅被致間敷候、

則此度江戸表へも申遣シ候間右致通達候、已上

文政六未年四月

年行司印

七

文政二年の再触より始まって文政六年に至るまで、当局側の意向によって、何かと取締り方法について細かい干渉があったようである。結果は、松平伊豆守信明の卒去によって現出した水野出羽守忠成と側用人土方縫之助の結托での「請託の政治」（三上参次著『江戸時代史』）を具現化したものと言えた。泰山鳴動して、鼠一匹飛び出さなかったのである。色々な折抄によって、取締り方針は途中で引込まられたのである。当局との折抄に骨が折れただけで、実害はなかったと言える。

しかし、本屋仲間としては、寛政の改革の苦い体験もあり、殊に大阪では『絵本太閤記』の絶板という身近かな打撃もあって、当局の意向に神経質にならざるを得なかったはずである。事実、読本出版の在り様について、更には人情本発生時の出版の動向について、強い影響を与えた徴候が見られる。読本出版の在り様などについては、既に『読本の世界―江戸と上方―』（拙編・世界思想社）において詳述したので参照されたい。人情本の在り様については、いまだ詳細に触れ得ないが、今後の課題としよう。